

## 条件明示書

### 1 積算基準等について

本設計業務の積算基準については、「土木設計業務等標準積算基準（令和2年8月 広島高速道路公社）」によるものとする。

技術者等の労務単価は「設計業務委託等技術者単価」（令和3年度単価）によるものとする。

### 2 業務内容（範囲）について

#### ・概算工事費算出

過年度業務で算出している東雲 IC 南向きランプ及び暫定2車線区間の4車線化に係る概算工事費について、物価上昇や積算基準の改定、他工事の実績、概略架設計画等を踏まえ、概算工事費の更新を行う。

土木設計業務等積算基準書における“橋梁予備設計（概算工事費算出）”程度の内容とする。

#### ・事業工程の検討

過年度成果や他工事の実績、仮設構造物の規模、概略架設計画等を踏まえた概略工程表を作成する。

業務範囲：	高速2号線 東雲 IC 南向きランプ及び暫定2車線区間（東雲～仁保）
対象橋梁：	【東雲 IC】 B・C ランプ（4橋）
	【本線部】 G16橋～G21橋（7橋 ※G17橋は上下線拡幅）
延長：	【東雲 IC】 B ランプ約381m、C ランプ約362m
	【本線部】 約1,509m

#### ・概略架設計画の検討

架設条件の厳しい2箇所（仁保交差点付近[G17橋]、国道2号との交差部[G19橋]）の概略架設計画の検討として、架設工法の選定表、概略架設計画図（地組ヤード・架設ヤード含む）を作成する。

#### ・関係機関との協議資料作成

今後の事業展開の検討に必要な関係機関との協議資料（業務区間の平面図・縦断図・標準横断図）を作成する。

土木設計業務等積算基準書における橋梁予備設計の“関係機関との協議資料作成”程度の内容とする。

#### ・現地踏査

土木設計業務等積算基準書における橋梁予備設計の“現地踏査”程度の内容とする。